

2013年12月17日
専門委員 土屋雅裕

論点の抽出 (VFM・リスク分担 WG)

以下には、空港コンセッションを念頭に論点を抽出しました：

1. 事業用地内における民間事業者による自社（自主）事業をどの程度自由とするか？

（私案）原則自由。例外的に禁止される事業は予め明確にされるべき。

（仙台空港基本スキーム）原則自由と解釈できる。

2. 事業用地外における民間事業者による自社（自主）事業をどの程度自由とするか？

（私案）原則禁止。ただし、一定の条件を満たす場合、例外的に認められる。

（仙台空港基本スキーム）民間事業者（SPC）が直接、事業を行なうことはできないが、SPCの株主、関係会社は事業を行なうことができる。

3. 事業用地内の民間施設（空港におけるTB、駐車場などの空港機能施設）の取り扱い

（私案）民間事業者が所有し、自由に増改築等の新規投資を行なうことができる。民間施設であるため、民間事業者が固定資産税を負担し、また、通常の建物等と同様に原価償却を行なうこととなるが、民間事業者の事業参画を促すという政策的配慮が必要であれば、これらについて特例を認めることが必要となる。

（仙台空港基本スキーム）明確な記述なし

4. 民間事業者の法的性格

（私案）会社法上の会社。実体のある会社

（仙台空港基本スキーム）会社法上の会社

5. 民間事業者の所得への課税

（私案）会社法上の会社とした場合、この会社へ投資する者は、会社の納税後利益から配当を受け、この配当収入に対して課税される。リートに対するように、民間事業者への投資を促進するための政策的配慮が必要であれば、この2重の課税に対して特例を認めることが必要となる。

6. 不可抗力事由による解除

(私案) 民間事業者の支払った運営権対価の清算を行ない、事業期間未了部分を返還する。
(仙台空港基本スキーム) 民間事業者に対する運営権対価の返還は行わない。

7. 不可抗力により公共施設等が毀損した場合の復旧

(私案) 管理者が復旧の是非を判断する。復旧する場合には、予め合意され付保された保険の保険金を超える復旧費用は管理者が負担する。また、必要に応じて、事業期間を延長する。

8. 事業期間満了時の清算

(私案) 民間施設の譲渡方法、雇用の取り扱い等、清算の考え方を示す必要がある。

9. 契約解除の際の損害賠償

(私案) 帰責者が相手方に対して「通常生ずべき損害」を賠償する。内閣府ガイドラインでは、公共用地補基準を適用するとしているが、事例のないコンセッション事業に対して具体的にどう適用されるかを明確にする必要がある。

10. その他

(私案) 今回のWGの使命は、PPP・PFI（とくに独立採算型等、アクションプランの4類型）推進のためのガイドライン等の見直しと了解しております。このためには、WGにて議論を深め、各ガイドライン等の全面にわたり、必要と思われる見直しを行う必要があると思います。

以上